

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価				課題と今後の展開			
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
1-(1)-①	健康管理の推進	障害の原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療のため、各種健康診査、健康相談、健康教育などの保健事業を充実させ、市民の心身の健康づくりの支援を行います。	健康増進課	・基本健康診査等の実施 ・がん検診 ・健康相談、健康教育の実施	健診受診者数	特定健診 4,389人 後期高齢者基本健診 3,142人 30歳代等基本健診 134人 胃がん検診 1,725人 肺がん検診 3,826人 大腸がん検診 3,830人 乳がん検診 2,392人 子宮頸がん検診 4,222人	特定健診 4,916人 後期高齢者基本健診 3,559人 30歳代等基本健診 128人 胃がん検診 1,634人 肺がん検診 3,875人 大腸がん検診 3,923人 乳がん検診 2,446人 子宮頸がん検診 3,972人	①基本健康診査等の実施 ・特定健診、後期高齢者基本健診、30代基本健診をがん検診等とセットで受けられる集団健診と、かかりつけ医療機関で受診できる個別健診を実施した。また、受診率のさらなる向上を目的に民間事業者の協力のもと健康チェックイベントなどを開催した。 ②健康相談、健康教育の実施 ・生活習慣の改善に向けた正しい知識の普及、及び健康意識の向上を目指し、健康相談・健康教育事業を実施した。	B	未受診者への勧奨や集団健診WEB予約システムの安定稼働、集団健診実施時間枠を一部の日程で増やしたことで、基本健診等の受診者数が増加したが、各種計画の目標受診率には達していない。	継続	身近な市内公共施設での受診希望は高まっているが、施設の開庁時間や健診開始時間の調整を含め受診環境整備に課題がある。 集団健診WEB予約システムが新システムへ切替となったことに伴い、健診予約枠の拡充および基本健診と併せてがん検診も受診できるようセット健診の受診を推進し市民の主体的な健康管理の実践を促進する。また、令和8年度から大腸がん検診の郵送方式を導入することで、併せて個別健診における特定健診・基本健診の受診率向上を目指す。
1-(1)-②	医療に係る経済的支援	障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等を円滑に実施します。	障害福祉課	・自立支援医療（更生医療、育成医療）	年間決定者数（年間受給者数）	更生:52人 （更生:51人） 育成:0人 （育成:2人）	更生:49人 （更生:58人） 育成:1人 （育成:1人）	18歳以上又は18歳未満の障害者の障害を除去または軽減するための手術等にかかる医療費の一部を公費で負担した。	B	国の制度に基づき実施することができた。	継続	今後も継続して実施する。
1-(1)-②	医療に係る経済的支援	障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等を円滑に実施します。	国保医療課	・重度障害者医療費助成 ・高齢重度障害者医療費助成	受給者数	重度障害:1,181人 高齢重度障害:1,077人	重度障害:1,162人 高齢重度障害:1,063人	兵庫県との共同により重度障害者医療費助成事業、高齢重度障害者医療費助成事業を実施し、医療費の一部を助成することにより、障害者が安心して医療を受けられる環境を整備し、福祉の増進を図った。 ●自己負担額 外来:1医療機関につき1日600円(400円) ※月3日目からは0円 入院:1医療機関につき月2,400円(1,600円) ※連続して入院した4ヶ月目以降は0円 （ ）内は、所得が一定以下の者。	B	制度の利用には所得制限を設けているが、県は世帯合算により判定するのに対し、市では世帯内の最高額所得者で判定する等、より利用しやすい制度としている。	継続	今後も兵庫県と連携し、医療に係る経済的支援を継続することで、障害者が必要な医療サービスを受けられるよう生活支援を行う。 また、国・県による制度の統一が必要ではないかと考えており、他市町と情報共有しながら、県に対して事業拡大の要望を行うといった対応がとれないかなど検討していく。
1-(1)-③	地域医療等との連携体制の整備検討	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、障害のある人の地域移行、地域定着に向けた支援体制の構築について検討を進めます。	障害福祉課	・地域移行、地域定着に向けた協議 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築	地域移行連絡会の開催数	6回	6回	精神障害者支援センター職員、保健所保健師、精神科病院の相談員、入所施設ケースワーカー、相談員らにより「地域移行連絡会」にて支援体制や地域移行に向けた取り組みを協議している。	B	保健医療福祉の各分野からの出席により、地域移行について協議した。具体的ケースの選定も行った。	継続	入所施設のワーカーと病院ワーカーは立場が違うので議題が分かれる時がある。両者にとってより具体的ケースを検討できる会議の仕組みを検討する必要がある。
1-(2)-①	障害福祉サービスの適切な提供	障害の種別や特性に応じて自立した生活を送ることができるよう、必要に応じて関係課と連絡・調整し、本人の状況の把握を適切に行った上で、適正な支給決定、サービスの提供を行います。	障害福祉課	・障害福祉サービス ・地域生活支援事業	計画相談支援支給決定者数	154	154	障害サービス利用者には相談支援専門員がついて、自立に向けた生活のための助言・適切なサービス利用についての相談支援を行っている。市の開取り面談だけでなく相談支援専門員によるサービス利用計画に沿って利用者のニーズを検討し支給決定を行っている。	B	障害サービスを利用する際は計画相談員によるアセスメントのうえ、支給決定している。	継続	今後も計画相談員によるサービス利用計画によりニーズを把握し支給決定する。
1-(2)-①	障害福祉サービスの適切な提供	障害の種別や特性に応じて自立した生活を送ることができるよう、必要に応じて関係課と連絡・調整し、本人の状況の把握を適切に行った上で、適正な支給決定、サービスの提供を行います。	介護保険課	・介護保険サービス	—	—	—	介護保険制度による給付の対象者については介護保険サービスが優先的に適用されるため、障害のある高齢者が制度のはざまで支援から漏れることなく必要なサービスを適切に利用できるよう連携・調整を図る。	B	国の制度に基づき適切に運用できているため。	継続	引き続き、障害担当部署との連携を図る。
1-(2)-②	地域生活支援拠点の充実	専門的な相談支援、緊急における対応を行うとともに、地域自立支援協議会において、運用状況の検証・検討を行い、面的体制整備の充実に取り組みます。	障害福祉課	・地域生活支援拠点の5つの機能整備	整備状況	4機能/5機能	4機能/5機能	地域生活拠点等の5つの機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」について面的整備済だが、緊急時対応について拠点事業所連絡会を開催し、受入手続き等について事前協議を行った。	B	整備された機能が実効性のあるものにするために、有効な連絡会であった。	継続	整備済みとなっている項目の具体的な内容を協議していく必要がある。緊急受入れについては相談支援専門員と施設職員とが定期的に顔を合わせる機会により、連携を推進していく。
1-(2)-③	生活の場の確保	グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、情報提供や相談支援を行います。	障害福祉課	・GH新規開設サポート ・GH家賃助成 ・短期入所 ・親亡き後の生活支援	グループホーム家賃助成対象者（実人数）	59人	62人	入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるようにグループホームの家賃の一部助成をおこなっている。	B	グループホームの利用者、家賃助成制度利用者は増加傾向であり、地域生活を支えることができた。	継続	グループホームの利用が不慣れな場合は、短期入所を利用するなど段階的な体験を積んでもらえるような支援も選択肢として、在宅生活への移行を支援する。
1-(2)-③	生活の場の確保	グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、情報提供や相談支援を行います。	介護保険課	・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護サービス「認知症GH」事業所数・定員数	7事業所 126人	7事業所 126人	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、令和7年度に公募を行ったところ応募があり、指定候補事業者を選定した（定員9名×2ユニット）。令和8年度中に開設予定である。	B	サービスを必要とする利用者に合わせたサービス量を概ね提供できているため。	継続	令和7年度の公募に対して応募がなかった「看護小規模多機能型居宅介護（定員29名）」を運営する事業者の再公募を行う。

第6次三田市障害者福祉基本計画（事業別評価）												資料2	
												新規、拡充、継続、縮小、廃止	
施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価					自己評価 自己評価を左記 とした理由		課題と今後の展開	
					実施状況			取り組み内容					
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績						
1-(2)-③	生活の場の確保	グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、情報提供や相談支援を行います。	高齢者支援課	・地域包括支援センターでの相談支援	相談・訪問件数	11,970件	11,993件	高齢者への日常生活での困りごと、介護や福祉など、市内6か所の地域包括支援センターで総合的な相談窓口により地域生活に移行できるように支援を行った。 併せて、介護予防ケアマネジメントなどの支援体制の強化を継続して実施した。	B	市内6箇所の地域包括支援センターが総合相談・介護予防ケアマネジメントなどの支援体制を強化し、総合相談の充実を図ったため	継続	地域包括支援センターにおいては、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する。併せて、結果について評価・点検を行うことで適正な運営に努め、地域包括支援センターのさらなる認知度向上を図り、必要な支援が行き届くようにする。	
1-(2)-③	生活の場の確保	グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、情報提供や相談支援を行います。	都市デザイン課	・地区計画制度の弾力的運用	—	—	—	ニュータウンの戸建住宅地において、許可を得ることでグループホームの立地を可能とする地区計画制度の弾力的運用を実施	B	地区計画制度の弾力的運用を実施できているが、活用がないため	継続	引き続き、ニュータウンの戸建住宅地において、許可を得ることでグループホームの立地を可能とする地区計画制度の弾力的運用を実施し、相談支援をする。	
1-(2)-④	生活安定のための支援	障害のある人が地域で安定的に生活できるよう、各種手当や助成制度により、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。また、制度の周知に取り組めます。	障害福祉課	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過福祉手当	受給者数（延べ）	・特別障害者手当：延1,061人 ・障害児福祉手当：延688人 ・経過福祉手当：延36人	・特別障害者手当：延1,103人 ・障害児福祉手当：延690人 ・経過福祉手当：延36人	日常生活において常時介護を必要とする人に障害児福祉手当（20歳未満）、特別障害者手当（20歳以上）を支給することにより、福祉の増進を図ります。※施設等の入所者を除く	B	各種手当の認定を適切に行った。HP等を通じて制度の周知を図った。	継続	相談員や障害者手帳交付担当との連携を取り、支給対象となる方への細やかな周知を図っていく。	
1-(2)-④	生活安定のための支援	障害のある人が地域で安定的に生活できるよう、各種手当や助成制度により、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。また、制度の周知に取り組めます。	市民課	・障害基礎年金 ・特別障害給付金	—	—	—	障害基礎年金 対象者に対して年金請求に伴う事務を行う。（ただし、納付要件等、一定の受給要件あり） ●年金額(令和7年度) 1級 1,039,625円【1,036,625円】 2級 831,700円【829,300円】 ※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額 ※子どもの人数に応じて加算額あり 特別障害給付金 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない人に周知等を行う。（ただし、一定の受給要件あり） ●支給額(令和7年度) 1級 56,850円(月額) 2級 45,480円(月額)	B	年金事務所や関係部署と連携し制度の周知が図れたため。	継続	今後も各関係部署と連携することで制度の周知を図る。	
1-(2)-④	生活安定のための支援	障害のある人が地域で安定的に生活できるよう、各種手当や助成制度により、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。また、制度の周知に取り組めます。	こども政策課	・特別児童扶養手当	受給者数 対象児童 （所得制限による停止者を除く）	227人 257人	188人 211人	20歳未満で、身体又は精神に中度以上の障害のある子どもを養育している人に特別児童扶養手当を支給する。（所得制限あり） ・手当額（令和7年度） 1級56,800円、2級37,830円	A	認定請求書等の受付処理や、兵庫県への書類進達業務を滞りなく行うことが出来た。 加えて、昨年まで窓口受付のみだった所得状況届を郵送受付も可能にし、利便性の強化及び業務の適正化につながった。	継続	引き続き、適正な事務処理を行う。制度内容が複雑であるため、より分かりやすい案内につとめる。また、各関係部署と連携し制度の周知を図る。	
1-(2)-④	生活安定のための支援	障害のある人が地域で安定的に生活できるよう、各種手当や助成制度により、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。また、制度の周知に取り組めます。	学校教育課	・特別支援教育就学奨励費	認定者数	小:135人 中:57人	小:137人 中:71人	市立小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者を対象に特別支援教育就学奨励費（学用品費、給食費、修学旅行費等）を支給し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、特別支援教育の普及奨励を図った。 ・申請件数241件 ・支給対象208件	B	認定率の85%を超えており、幅広く保護者への負担軽減を図ることができている。	継続	国や他市町の動向に注視しながら今後も支給を継続し、保護者の経済的な負担の軽減及び特別支援教育の普及奨励を図る。	
1-(2)-⑤	障害福祉サービス事業の人材育成・確保	関係機関との連携のもと、研修会や事例検討会の実施などにより、事業所の人材育成・確保や資質向上に取り組むとともに、新規事業所の人材育成などバックアップ体制の強化に努めます。	障害福祉課	・関係機関との連携、人材育成のための研修、人材確保支援、大学と連携した障害分野との関わりづくり	自立支援協議会連絡会で実施した連絡会の回数	・相談事業所連絡会 12回 ・地域移行連絡会 6回 ・医ケア児連絡会 6回 ・ヘルパー事業所連絡会 6回	・相談事業所連絡会 12回 ・地域移行連絡会 6回 ・医ケア児連絡会 6回 ・ヘルパー事業所連絡会 6回	各連絡会にてそれぞれの課題について検討を実施。相談事業所連絡会では、小規模事業所では一人で抱えがちな困難課題に対してグループスーパーバイズを実施し人材育成を図った。医療ケア連絡会は、定例会とは別にヘルパー向けの喀痰吸引研修を実施した。	B	福祉人材確保育成を目的とした実践的な取り組みを実施できた。	継続	事業所の人材育成や困難ケースへの助言により地域全体による相談支援体制をバックアップしていく仕組みを定着させていく。	
1-(3)-①	家族の負担軽減	短期入所や、生活介護等の利用促進による、家族介護者のレスパイトケアなど、負担軽減を図ります。また、家族会への参加支援やピアサポートなどの当事者等による相談活動の充実を図ります。	障害福祉課	短期入所の利用	短期入所の決定者数	延べ利用者数 931人 年間利用日数 4762日	延べ利用者数 1033人 年間利用日数 5629日	相談支援専門員が本人だけでなく家族状況も聞き取ることで、介護者の休息や用事のために短期入所の利用を促している。	B	短期入所を適切に支給決定を行った。	継続	ピアサポーターは、本人支援だけでなく家族関係においても多様な助言が得られる社会資源であり、家族負担の軽減にもつながる。活用実績等の研究も進め、相談活動の充実を図り、家族介護者のレスパイトケア等を推し進めていく。	

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 (6次計画記載内容)	担当課	具体的施策	令和7年度の評価			課題と今後の展開				
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
1-(3)-②	ヤングケアラーへの支援	障害のある家族の世話をするヤングケアラーの負担を軽減し、必要な福祉サービスにつなげるための相談体制を整備するとともに、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	障害福祉課	関係機関等と連携したヤングケアラーの把握、相談支援				こども家庭課参照				
1-(3)-②	ヤングケアラーへの支援	障害のある家族の世話をするヤングケアラーの負担を軽減し、必要な福祉サービスにつなげるための相談体制を整備するとともに、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	こども家庭支援センター	関係機関等と連携したヤングケアラーの把握、相談支援	—	—	—	ヤングケアラーと思われる18歳未満の子どもとその家庭の状況を把握する。関係機関が情報共有し、各機関の役割を踏まえた連携により課題解決を図っていく。	A	要保護児童対策地域協議会において支援体制の構築ができた。	継続	関係機関と情報共有、役割分担を行い、必要な支援に繋げる。実態調査実施に向けた調整を行う。
1-(3)-②	ヤングケアラーへの支援	障害のある家族の世話をするヤングケアラーの負担を軽減し、必要な福祉サービスにつなげるための相談体制を整備するとともに、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	地域福祉課	関係機関等と連携したヤングケアラーの把握、相談支援	新規相談受付件数	—	—	生活安心サポートセンターを若者ケアラーの相談窓口として位置づけ、相談支援体制を整備している。	C	相談窓口を整備しているものの実際の相談に至っていない。	継続	ヤングケアラーの相談機関等関係機関との連携を強化し、情報の把握及び協働で対応する支援体制の構築を図る。
2-(1)-①	障害の早期発見と療育体制	母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	・療育の実施・連携 ・ペアレントトレーニング	療育サービス決定児童数	児童発達支援 1835人 ペアトレ 12回(12人)	児童発達支援 1844人 ペアトレ 13回(19人)	健診や発達相談会にて発達特性を指摘された子どもや保護者に対して、療育サービスの制度を案内するとともに、ペアトレを開催することにより家庭全体への支援を展開している。	B	ペアトレ参加者を増やすために、プログラムの開催を増やした。	継続	家庭における子供へのかかわり方は、療育と同じくらい重要である。療育効果を上げるためにもできるだけペアレントトレーニングに参加してもらうよう働きかけをしている。
2-(1)-①	障害の早期発見と療育体制	母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。	こども家庭支援センター	・母子保健事業(乳幼児健診、ふれあい教室、ふれあい親子発達相談、子育て支援相談、ことばと育児の相談、5歳児発達相談)	【ふれあい教室】 【ふれあい親子発達相談】 【子育て支援相談】 【ことばと育児の相談会】 【5歳児発達相談】	【ふれあい教室】 15回・延べ77人 【ふれあい発達相談】 6回・延111人 【子育て支援相談】 17回・延38人 【ことばと育児の相談会】 11回・延23人 【5歳児発達相談】 24回・延59人	【ふれあい教室】 15回・延べ78人 【ふれあい発達相談】1回・延1人 【子育て支援相談】12回・延30人 【ことばと育児の相談会】 12回・延28人 【5歳児発達相談】24回・延55人	発達についての相談は、積極的に保健センター実施の母子保健事業(ふれあい教室、ふれあい発達相談、子育て支援相談、ことばと育児の相談、5歳児発達相談)等にて状況確認、助言を行った。継続支援や療育が必要な対象者へは、適宜、関係機関と情報共有し、支援を展開した。	B	個別相談を希望される方は速やかに相談会を案内することができ、必要に応じて関係機関と連携を図ることができた。	新規	ふれあい発達相談は関連機関紹介や他の健診事後相談会利用のため、令和8年度より廃止。こども家庭庁の方針により5歳児発達相談を見直し、5歳児健康診査として新たに実施、就学に向けて切れ目ない支援を目指す。今後も適宜関係機関と情報共有し、適切な支援を展開していく。
2-(1)-①	障害の早期発見と療育体制	母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。	こども家庭支援センター	・家庭児童相談	家庭児童相談件数 児童虐待相談件数	1,309件 824件	1,365件 860件	妊娠期から18歳までの子育てに関する相談(育児不安・ことばの遅れ・児童虐待・不登校・非行相談等)に家庭児童相談員が電話・面談・訪問等により対応している。相談内容に応じて関係機関と連携を図っている。 電話相談においては、24時間・全日対応	A	必要に応じて関係機関と連携、情報共有を行った。必要に応じて合同ケース会議を開催し、支援方針等を協議することができた。	継続	こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、母子保健担当課・青少年育成センターとの連携し、機能の充実を図る。
2-(1)-②	障害児通所支援	児童発達支援や放課後等デイサービス等について、利用ニーズの把握と適切なサービス提供に努めます。また、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを施設への通所により行います。	障害福祉課	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問	延べ利用人数	・児童発達支援 1835人 ・放課後等デイサービス 3563人	・児童発達支援 1844人 ・放課後等デイサービス 4101人	児童発達支援事業、放課後デイサービス、保育所等訪問支援事業の支給決定を行う。 ・R6:総量規制解除による事業所の新規開設(自発:若草ベース、放デイ:ぞうさん、UT、かるがも)	B	療育が必要な児童に対し、相談支援専門員による支援計画をもとに適切な支給量を決定した。	継続	放課後デイサービス利用児童の高年齢化しているため、中高生が必要とする支援内容(療育内容)につなげていく。
2-(1)-③	障害児療育センターの運営	専門機能を活かした相談や子ども一人ひとりの能力を引き出すための療育訓練を行うとともに、教育機関、相談支援事業所等と連携し、障害のある子どもやその家族が地域で孤立しないよう支援します。	障害福祉課	・障害児療育センター運営	延べ利用日数	3777	3737	職員の資質向上や適切な人的配置を行うことで、子どもやその保護者に対し、障害児療育センターで適切な療育支援ができている。また、教育機関、相談支援事業所と情報交換を頻繁に実施することで、障害のある児童や保護者が地域での孤立を防ぐための支援をおこなった。	B	保育スタッフ、療育スタッフ及び看護師・栄養士等専門職が連携し、個々に応じた療育を多様な観点で実践できている。	継続	センターでの障害児への対応や施設の紹介等、関係機関に対してより積極的に発信していく。

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価				課題と今後の展開			
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
2-(1)-④	多様な育ちの場の確保	保育・教育に特別な配慮を必要とする子どもが、身近な地域の中で保育所・幼稚園等に通うことができるよう受け入れ体制の充実を図ります。	こども育成課	・放課後児童クラブでの障害児受け入れ	放課後児童クラブでの障害児の受け入れ人数	96	74	生活の場の提供、遊びや生活習慣の指導等を行う。 ●時間／期間 放課後から17:00まで（時間延長利用者については19:00まで） ※1日保育の場合は8:30から受入れ ●実施場所 市内15小学校の敷地内32箇所	B	関係機関と連携し、保護者の利用希望等の事前確認を行い、加配職員の配置等を行ったことにより、スムーズな入所につなげることができた。なお、児童の状況によっては、受入れに必要な施設や人員の確保が難しいことから入所に至らないケースもある。	継続	障害児の受入れは、関係機関との事前の情報交換と加配職員の配置等の検討が必要となる。年度途中に入所申請や児童の状況によっては、加配職員の配置等で日数を要する場合があり、保護者が望む入所月からの入所が難しい場合がある。今後も、関係機関との情報交換を密にし、保護者の利用希望などの事前確認を行い、スムーズな入所が可能になるよう努める。
2-(1)-④	多様な育ちの場の確保	保育・教育に特別な配慮を必要とする子どもが、身近な地域の中で保育所・幼稚園等に通うことができるよう受け入れ体制の充実を図ります。	保育振興課	・保育所での障害児受け入れ ・保育課題サポート	保育課題サポート訪問回数	81	77	・障害児保育事業を行い保育士を加配する園に対し人件費相当分を補助している。 ・園による障害児受入れのための環境整備を支援している。 ・専門員と保育指導担当職員が各園27ヶ所を巡回し、配慮を要する児童の担当保育士への指導助言等を行っている。	A	園の実情に応じたきめ細かな検討を行い、適切に加配できた。	継続	引き続き、人件費の補助、環境整備等に対する支援や相談体制の充実を図る。
2-(1)-④	多様な育ちの場の確保	保育・教育に特別な配慮を必要とする子どもが、身近な地域の中で保育所・幼稚園等に通うことができるよう受け入れ体制の充実を図ります。	幼児教育振興課	・幼稚園・認定こども園での特別な配慮を必要とする園児の受け入れ ・幼稚園特別支援教育サポート事業	幼稚園特別支援教育サポート事業	13回	11回	特別な配慮を必要とするこどもの支援について、専門的知識を有する臨床心理士が市立幼稚園・認定こども園の教員に対し、こどもへの関わり方や具体的な支援について巡回相談を行い、教員の資質向上と各幼稚園・認定こども園の特別支援教育のより一層の推進と充実を図る。 5園実施、対象人数21人	A	個々のアセスメントに基づき個に応じた支援の充実を図り、職員の専門性を向上させることができた。	継続	引き続き、各幼稚園等の特別支援教育の推進に努め、個に応じた適切な指導・支援の充実を図る。
2-(1)-⑤	インクルーシブ教育システムの構築	障害のある子どもについて教職員の正しい理解を深め、一人ひとりの教育課題に的確に対応し個々の可能性を最大限に発揮できるように教育を推進するとともに、相談・研修体制の充実により、共に学ぶ環境や仕組み（インクルーシブ教育システム）の整備を図ります。	教育総務課	・指導補助員、指導員、自立支援員等の配置	指導補助員、指導員、自立支援員の人数	指導補助員14名（13名） 指導員48名 自立支援員40名 ※2課回答に差異あり	指導補助員14名、指導員52名、自立支援員36名	就学の状況に応じ、指導補助員、指導員、自立支援員等の適正配置を行った。人材の確保が困難な状況ではあるが、多様な媒体での求人活動等、粘り強く採用に取り組んでいる。	B	年間を通して、概ね適正な配置が行えた。	継続	今後とも就学状況に応じて、指導補助員、指導員、自立支援員等の人的配置を適正に行っていく。
2-(1)-⑤	インクルーシブ教育システムの構築	障害のある子どもについて教職員の正しい理解を深め、一人ひとりの教育課題に的確に対応し個々の可能性を最大限に発揮できるように教育を推進するとともに、相談・研修体制の充実により、共に学ぶ環境や仕組み（インクルーシブ教育システム）の整備を図ります。	学校教育課	・特別支援教育サポートセンターによる相談 ・特別支援アシスタント ・教職員への理解促進（特別支援教育に関する研修）	①相談に関する専任コーディネーター配置人数 ②特別支援教育に係る学校訪問実施回数 ③特別支援アシスタント活用時数 ④特別支援教育研修のべ受講者数	①2名 ②各校1回 ③4500時間 ④316名	①2名 ②各校1回 ③4300時間 ④318名	就学に関する早期からの相談等、より多様な相談に対応できる相談体制の確立、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備等を進め、特別な支援を要する児童生徒に対する個に応じた適切な指導・支援の充実を図った。 すべての教職員の特別支援教育に係る理解を深めるとともに、特別支援学校教職員・特別支援学級担任や特別支援教育支援員等の専門性と指導力の向上を図るため、ニーズに応じたより実践的な内容の研修を実施することができた。	B	特別支援教育サポートセンターに専任のコーディネーターを2名配置できていることにより、早期に即時的な対応が可能となり、相談事業等の充実を図ることができた。	継続	引き続き相談体制の確立、校内支援体制の整備、教育環境の整備に努め、特別な支援が必要な児童生徒に対し、個に応じた適切な指導支援の充実を図る。
2-(2)-①	福祉教育の推進	学校や園において、障害や障害のある人への正しい理解の促進など福祉教育に関する学習を進めていくとともに、地域における継続的な学習機会の充実に努め、共生社会の基盤づくりを進めます。	障害福祉課	・保育所等訪問支援事業 ・地域での福祉学習	保育所等訪問利用件数 地域での福祉学習回数/ 参加者数	63件 13回/1061人 ※はあ〜とポケット	61件 15回/1035人 ※はあ〜とポケット	障害のある子どもが保育所・幼稚園・学校現場等で生じる困りごとに対して障害児通所事業所が訪問し解決策をともに考えるなど、保育所等訪問支援事業を通じて取り組んだ。 地域での福祉学習は、手をつなぐ育成会において、知的障害児者の親が集まり「はあ〜とポケットさんだ知的障害啓発隊」として各園や学校及び市職員等へ疑似体験を通じて知的障害への周知を図っている。	B	幼稚園や学校現場等との連携を図っており申請に応じて実施できる体制が進んでいる。地域へ継続した福祉学習が実施できている。	継続	単なる情報共有としての訪問ではなく、療育事業所の療育ノウハウを学校等の現場へフィードバックするなど障害児だけでなく支援者も含め困り感が減っていくような実効性のある事業の活用を展開していく。 また、引き続き地域における継続的な学習機会の充実に努めていく。
2-(2)-①	福祉教育の推進	学校や園において、障害や障害のある人への正しい理解の促進など福祉教育に関する学習を進めていくとともに、地域における継続的な学習機会の充実に努め、共生社会の基盤づくりを進めます。	幼児教育振興課	・幼稚園における交流や共同学習、人権学習等	—	—	—	遊びや生活を共にする中で、ありのままの姿を受け入れながらこども同士が育ち合うための、職員の援助や関わりに努める。	B	職員をはじめ、関わる大人がこどもに及ぼす影響を常に意識し、教師自身の人権感覚を高めていくことが必要である。	継続	定期的に職員会、園内委員会の機会を捉えて、振り返りと見直しを図り、こども同士が共に育ち合える関係づくりに努める。
2-(2)-①	福祉教育の推進	学校や園において、障害や障害のある人への正しい理解の促進など福祉教育に関する学習を進めていくとともに、地域における継続的な学習機会の充実に努め、共生社会の基盤づくりを進めます。	学校教育課	・学校における交流及び共同学習、人権学習等	学校における交流及び共同学習、人権学習等	全小中学校において実施	全小中学校において実施	各学校において障害の有無にかかわらず子ども達が共に学ぶことを通じて、互いの違いを認め合い、同じ社会に生きる人間として共に生きる態度の育成を図った。	A	各学校において、障害の有無にかかわらず児童生徒が共同して学ぶ機会を保障することができた。	継続	引き続き、各学校において全ての児童生徒が体験的・対話的・共同的に学ぶ機会の充実を図る。

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 (6次計画記載内容)	担当課	具体的施策	令和7年度の評価				課題と今後の展開			
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
2-(2)-②	成長過程に応じた連携体制の構築	乳幼児期からの育ちの過程を就学先・就業先等の関係機関と情報共有し、福祉・保健・教育と地域等が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、地域で安心して活動できる余暇活動の場や居場所づくりの充実に努めます。	障害福祉課	・サポートファイル ・地域での居場所づくり	連携会議への出席	・特別支援教育ネットワーク会議 ・特別支援学校進路相談会	・特別支援教育ネットワーク会議 ・特別支援学校進路相談会	特別支援教育ネットワーク会議にてサポートファイル等の運用について協議。また、さんだこどもねっとにて、就学相談会の周知案内を教育委員会から実施。上野が原特別支援学校の高校3年生の進路相談会に参加し卒業後の進路について在学中から助言・案内を実施した。	B	特別支援学校高等部の進路相談では、卒業後に福祉サービスが利用できるよう切れ目のない支援につながるよう助言をした。	継続	高等部の進路決定に必要な就労アセスメント(就労選択、就労移行)の利用について、学校・保護者にとって効率的な運用を検討していく。
2-(2)-②	成長過程に応じた連携体制の構築	乳幼児期からの育ちの過程を就学先・就業先等の関係機関と情報共有し、福祉・保健・教育と地域等が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、地域で安心して活動できる余暇活動の場や居場所づくりの充実に努めます。	こども家庭支援センター	・サポートファイル ・地域での居場所づくり	①サポートファイル発行数 ②地域における子どもの居場所のうち、子ども・地域食堂の数	①0件 ②11か所	①0件 ②15か所	①こども本人と保護者・支援者が、育ちの過程などの情報を共有することで、課題の解決に向けてより良い相談や切れ目のない支援を受けられるようにするために、サポートファイルの発行を関係各課で行っている。発行が必要なケースについては所属の園所や療育先で取得を勧められることが多く、当課ではニーズがほぼない状況で、令和7年度も発行はない。ただし、希望される方が来所された場合には対応できる準備を整えている。 ②こども・地域食堂の状況把握に努め、企業・市民から無償提供された食材の配布や、食堂運営に役立つ情報の提供を行うとともに、各こども・地域食堂の活動の周知等を行った。また、こども及び困窮家庭の孤立防止又は支援を主な目的とするこども・地域食堂に対する補助金を導入した。	B	①希望される方が来所された場合には対応できる準備を整えている。 ②食堂を運営する上での有益な情報の共有や、企業・市民からいただいた食材の提供を行った。また、こども・地域食堂の活動を広く市民に周知することができたため。	継続	①ニーズがあれば対応できるよう、発行の準備を整えておく。 ②今後も、各こども・地域食堂や社会福祉協議会と情報共有しつつ、食材提供や補助金制度等を通じて、こども食堂へのサポートを推進していく。
2-(2)-②	成長過程に応じた連携体制の構築	乳幼児期からの育ちの過程を就学先・就業先等の関係機関と情報共有し、福祉・保健・教育と地域等が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、地域で安心して活動できる余暇活動の場や居場所づくりの充実に努めます。	保育振興課	・サポートファイル ・地域での居場所づくり	—	—	—	特別な配慮を必要とする子どものよりよい支援やその支援を引き継ぐために、サポートファイルを活用し、関係する支援機関間で情報共有を図る。	B	各園にサポートファイルについて周知し、必要な人へは主に在籍園を通じて配布している。	継続	引き続き、教育委員会等他部署と連携して、サポートファイルの活用に取り組む。
2-(2)-②	成長過程に応じた連携体制の構築	乳幼児期からの育ちの過程を就学先・就業先等の関係機関と情報共有し、福祉・保健・教育と地域等が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、地域で安心して活動できる余暇活動の場や居場所づくりの充実に努めます。	幼児教育振興課	・サポートファイル ・地域での居場所づくり	—	—	—	特別な配慮を必要とするこどものよりよい支援やその支援を引き継ぐために、サポートファイルを活用し、関係する支援機関間で情報共有を図る。	B	サポートファイルの活用推進、就学先及び関係機関との連携体制の構築が必要である。	継続	各幼稚園が、特別な配慮を必要とするこどもの保護者、就学先及び関係機関と、こどもの情報を共有し、よりよい支援や引継ぎにつなげていく。
2-(2)-②	成長過程に応じた連携体制の構築	乳幼児期からの育ちの過程を就学先・就業先等の関係機関と情報共有し、福祉・保健・教育と地域等が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、地域で安心して活動できる余暇活動の場や居場所づくりの充実に努めます。	学校教育課	・地域社会共生フェスティバルの開催 ・サポートファイル	参加者数	118人	110人	事業所合同説明会である地域社会共生フェスティバルを計画・開催し、特別な支援を要する子どもたちとその保護者、関係教職員、及び、広く市民にも呼びかけ、福祉・労働機関の事業所などから、障害のある人の自立した生活や社会参加の促進について、学校卒業後の生活を見据えた情報を発信した。	B	特別支援学級在籍児童生徒やその保護者、教職員が多く参加し、社会生活に必要な内容及び各事業所の活動内容を知る機会を提供することができた。	継続	引き続き本事業の目的を教職員及び関係児童生徒・保護者に周知し、社会的自立や社会参加の促進を図っていく。また、参加事業所の拡充に向けても継続的に取り組む。
3-(1)-①	障害者雇用に関する啓発・制度の周知	障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、市民や事業所などに対する普及・啓発活動などを推進します。	障害福祉課	・障害者就業支援センターを通じた当事者・事業所向け啓発	当事者・事業者向け講演会開催回数	22	12	三田市障害者就業支援センターにおいて、障害のある人の就職活動の相談から職場に定着できるようになるまでの、幅広い相談に対応している。また、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に当事者や事業所向けの講演会等を開催した。	B	ハローワークと共催を行うなど必要に応じた啓発を行った。	継続	企業の障害者雇用について、積極的に企業へはたらきかけ、企業の理解の促進を図っていく。
3-(1)-①	障害者雇用に関する啓発・制度の周知	障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、市民や事業所などに対する普及・啓発活動などを推進します。	産業政策課	・「三田市企業人権を考える会」を通じた啓発	「三田市企業人権を考える会」の会員企業へ参加呼びかけ回数	8	10	事務局を担当する「三田市企業人権を考える会」の会員企業へ、障害への理解を深める研修への参加呼びかけを行った。	B	計画どおり実施できたため。	継続	これまでの取り組みを継続し、人権啓発に取り組むことで障害者雇用の拡大を図る。
3-(1)-②	障害者就業支援センターの運営	働く意欲を持つ障害のある人に対し、就業支援、就職後のフォロー、離職後のケア、就労継続のための相談などについて、関係機関と連携して支援します。	障害福祉課	・障害者就業支援センター運営	相談件数	3,821	3,965	現在、2名体制で障害者の就業相談業務を実施し、ハローワーク等の関係機関と連携し障害者の就業を支援している。	B	市の障害者の就業相談窓口として、ハローワーク等関係機関と連携し、働く意欲を持つ障害のある人に対し、就業支援のための相談事業を実施した。	継続	各相談機関とも関係を密にしながら、就労だけでなく、生活支援を含めた総合的な相談体制について検討を進めていく。

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価				課題と今後の展開			
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
3-(1)-③	各種実習先の確保と活用	障害のある人が様々な社会経験や就業体験を得るため、関係機関等の連携・協力により多様な実習先を確保し活用を図ります。	障害福祉課	・実習生の受け入れ	実習生人数	0	0	兵庫県立高等特別支援学校から実習生の受け入れをR1～R3年度に行ったが、R4年度以降はコロナ禍により受け入れが途切れたままとなっている。実習を受け入れた年度については、各職場で積極的に受け入れを行うことが出来た。また、各職場においてパソコン入力や窓口業務など様々な業務体験を実施し、実習生の達成感や充実感の獲得に寄与することができた。	C	R6年度においては、市役所での実習生受け入れが実施できなかった。	継続	実習生受け入れに対応できるよう、受け入れ体制を継続していく。
3-(1)-④	市における障害者雇用	障害のある人が障害のない人と同様にその能力を発揮し、特性に応じた職業に就くことができるよう、職場環境の整備を図ります。	人事戦略課	・市における障害者雇用（正規、会計年度任用職員）	①正規職員の雇用 ②会計年度任用職員の雇用	①新規0人 ②新規5人	①新規0人 ②新規0人	令和7年度は新規での障害者雇用は実施せず、採用した職員の職場定着を重視し、定期面談等でのフォローを実施した。また、令和8年度採用に向けて、ステップアップ採用試験など障害者枠での採用試験を実施した。	B	法定雇用率を上回る雇用状況の維持に向けて取り組みを進めているが、採用した人材の定着には課題が残ると考える。	継続	新たにステップアップ採用試験を実施し、本人や職場からのヒアリング内容を元に業務や配属先を決定するなどの取り組みを行ってきた。引き続きステップアップ採用の活用を推進するとともに、入庁後のフォローも行っていく。
3-(2)-①	障害者就労施設の確保と支援	就労継続支援事業所等、福祉的就労の場の充実を図るとともに、障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、障害者就労事業所等からの物品調達の拡大に取り組む。	障害福祉課	・就労継続支援（A・B） ・障害者就労施設からの優先調達	優先調達実績	25件 9,937千円	21件 8,744千円	庁内周知を行い、他部署からも積極的な利用があったものの、一部の公園植栽事業で調達先を変更したことにより、成果目標数値には達成できなかった。	B	特定の事業の調達先変更により、偏りが生じたため。	継続	特定事業に偏らない発注ができるよう、引き続き庁内周知を行い、目標達成を図る。
3-(2)-②	農福連携の推進	障害のある人が農業分野で就労すること、農業経営の安定に寄与するとともに、障害のある人の就労機会や活躍の場の拡大を図り、自信や生きがいを持って社会参加ができるよう取組を推進します。	障害福祉課	・農福連携の推進	—	4件	1件	農福連携ワンストップ窓口を通じた依頼に対して、三田市内の障害福祉事業所で構成する「障害者ワークチャレンジ事業実行委員会」を通じて受託事業者の募集を行った。	B	ワンストップ窓口を通じた依頼に対して、マッチングが成立したため	継続	農業側からの依頼が少なく、障害福祉事業所の人員体制が整わないことや農作業を受けられる福祉事業所が少ないため、マッチングにつながる情報の提供を行っていく。
3-(2)-②	農福連携の推進	障害のある人が農業分野で就労すること、農業経営の安定に寄与するとともに、障害のある人の就労機会や活躍の場の拡大を図り、自信や生きがいを持って社会参加ができるよう取組を推進します。	農業振興課	・農福連携の推進 ・農福連携ワンストップ窓口	マッチング件数	4件	1件	・令和7年度は1件のマッチングを行った。 ・職員1名が「農福連携技術支援者（農水省認定）」の資格を取得した。	B	マッチングを1件でも行うことができた	継続	農業者のニーズと福祉事業所の提供がマッチしていない。
3-(2)-③	様々な分野での就業機会の確保	障害のある人の雇用が可能な職種・業務の掘り起こしや障害の特性に合った多様な働き方を推進します。また、庁内の軽易な業務依頼や、市庁舎内でのアンテナショップ運営を支援します。	障害福祉課	・障害者ワークチャレンジ事業実行委員会（トライ・キラリ） ・ふれあいカフェ ・福福連携	①トライ延べ参加者 ②キラリ延べ参加者	①423人 ②472人	①420人 ②471.5人	市役所内の軽作業を請け負う「トライ」への業務委託を行っているほか、障害者授産製品等の販売を行うアンテナショップ「キラリ」を庁舎内に設けて運営を支援しており、障害者の就業機会を確保している。	B	庁内での職員認知が進んだほか、キラリは市民認知の広がりとともに市民との交流も進み、就業に向けた実習の場となっている	継続	トライでは、障害者就労に向けて必要な訓練を行う実習の場としているが、請負できる作業内容には限りがある。より本人のスキルアップを図り、受注できる業務範囲の拡大を目指す。また、キラリの収益状況改善のため、売上拡大を目指し、市民や職員へさらに周知を図っていく。
3-(3)-①	スポーツを通じたノーマライゼーションの推進	障害のある人と障害のない人の交流を深め、すべての人が一緒に楽しめる身近なスポーツ活動の推進を図ります。	障害福祉課					文化スポーツ課に同じ				
3-(3)-①	スポーツを通じたノーマライゼーションの推進	障害のある人と障害のない人の交流を深め、すべての人が一緒に楽しめる身近なスポーツ活動の推進を図ります。	文化スポーツ課	・障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ活動の振興（さんだファミリースポーツカーニバルなど）	イベントの実施回数	3回	4回	さんだファミリースポーツカーニバル&市民チャレンジデーにおいて、年齢、障害に関係なく誰もが参加できる機会を提供。また、三田国際マスターズマラソンでは、ファンランの部門を設けて、障害者（車イス）でも参加できる機会を提供。	B	予定していた事業が行われ、参加者も得られたことにより、機会充実が図れたため。	継続	引き続き、障害のある人と障害のない人の交流を深めるため、全ての人が一緒に楽しめる身近なスポーツ活動の振興を図っていく。
3-(3)-②	障害のある人のスポーツ活動の推進	障害のある人の利用に配慮したスポーツ施設・公園などの整備改善に努めるとともに、各スポーツ・レクリエーション大会への参加促進、活動を支える指導者の育成を支援します。	障害福祉課	・のじぎくスポーツ大会	のじぎくスポーツ大会参加者数	16	14	のじぎくスポーツ大会の周知啓発を行っている。（市広報誌2月号、ホームページ）	B	参加希望者への広報、参加申込受付、エントリー業務を行った。	継続	例年、前年度参加者へは個別に案内を送付している。新規参加者が大会の情報を得る方法は、市広報誌がホームページしかなかったが、令和9年度開催は市広報誌への掲載が不可となるため、新たな周知方法を検討していく。
3-(3)-②	障害のある人のスポーツ活動の推進	障害のある人の利用に配慮したスポーツ施設・公園などの整備改善に努めるとともに、各スポーツ・レクリエーション大会への参加促進、活動を支える指導者の育成を支援します。	文化スポーツ課	・障害者スポーツスクール ・障害者スポーツの普及	—	—	—	さんだファミリースポーツカーニバル&市民チャレンジデーにおいて、年齢、障害に関係なく誰もが参加できる機会を提供。三田国際マスターズマラソンでは、ファンランの部門を設けて、障害者（車イス）でも参加できる機会を提供。また、三田国際マスターズマラソンにおいては、豚汁の振る舞いなど協力を受けた他、さんだファミリースポーツカーニバル&市民チャレンジデーにおいては、障害者団体に出店いただき、物販協力をいただいた。	B	予定していた事業での参加や団体からの協力も得られたことにより、機会充実が図れたため。	継続	引き続き、障害のある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、配慮した運営に努めるとともに、各スポーツ・レクリエーション大会への参加促進、団体との相互支援体制の充実を図っていく。

第6次三田市障害者福祉基本計画（事業別評価）

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

資料2

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価				課題と今後の展開				
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向	
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績						
3-(3)-②	障害のある人の スポーツ活動の 推進	障害のある人の利用に配慮した スポーツ施設・公園などの整備 改善に努めるとともに、各スポー ツ・レクリエーション大会への参 加促進、活動を支える指導者の 育成を支援します。	管理課	・スポーツ施設の利用割引 ・スポーツ施設の環境整備	—	— （人数等データなし）	— （人数等データなし）	① スポーツ施設を個人で利用する際に、身体障害者手帳、精神障 害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介 護者（1名）は無料となる。 ② ①が過半数を占める10人以上の団体で、施設の使用について 登録されている団体は無料となる。	A	障害のある方、及びそ の介護者の使用料の 全額を減免し、経済的 な負担を軽減すること で、より気軽にスポーツ 活動に参加できる制度 としている。	継続	いままでどおり、障害者手帳等所持者に対し、減免制度 を継続していく予定である。	
3-(3)-③	障害のある人の 文化活動の推進	障害のある人の文化活動の振興 に向けて、指導者などの人材の 確保・育成、活動機会や発表の 場の充実を進めます。	障害福祉課					文化スポーツ課に同じ					
3-(3)-③	障害のある人の 文化活動の推進	障害のある人の文化活動の振興 に向けて、指導者などの人材の 確保・育成、活動機会や発表の 場の充実を進めます。	文化スポーツ課	・市民文化祭 ・障害者交流サロン	①障害者交流サロン ②青い鳥学級 ③くすの木学級の 参加者数	①12回/102人 ②3回/27人 ③0人	①12回/133人 ②3回/20人 ③0人	市民文化祭、障害者交流サロン、青い鳥学級、くすの木学級など障 害がある人の文化活動の振興に取り組んだ。	B	予定していた事業が行 われ、参加者も得られ たことにより、障害のあ る人の文化活動機会 の充実が図られたた め。	継続	引き続き、講座等の開催により、障害のある人の文化活 動における活動機会や発表の場の充実を図る。	
3-(3)-④	生涯を通じた多 様な学習活動の 充実	障害のある人の各ライフステージ における学びを支援するため、生 涯学習など様々な学びの場の充 実を図ります。また、点字図書・録 音図書の貸出や電子図書サービ スの提供など読書環境の整備を 進めます。	障害福祉課	・生涯学習支援の機会の創設 ・読書環境の整備（点字図書や録 音図書の貸出等）	障害者の生涯学習懇話会	R6：1回	R7：1回	R6年度に障害者の生涯学習推進のための地域ネットワークを構築 した。障害のある人の学び場づくりに関わる関係者が集まり、それぞ れの取り組みや課題について情報共有し、今後の連携について意見 交換を行った。 ・懇話会参加者：県立人と自然の博物館、手をつなぐ育成会、社協、 きいてネット、大学教授、障害福祉課、文化スポーツ課、事務局：神戸 大学 ・R6年度開催：1回	B	関係機関と連携し、適 切に実施できた。	継続	各組織における担当間でのつながりだけでなく、組織同 士の連携を推進していく。	
3-(3)-④	生涯を通じた多 様な学習活動の 充実	障害のある人の各ライフステージ における学びを支援するため、生 涯学習など様々な学びの場の充 実を図ります。また、点字図書・録 音図書の貸出や電子図書サービ スの提供など読書環境の整備を 進めます。	文化スポーツ課	・青い鳥学級 ・くすの木学級 ・点字図書・録音図書 ・電子図書館サービス ・その他読書環境の整備	①青い鳥学級 ②くすの木学級の参加者 数 ③録音図書等の貸出件数	①3回/27人 ②0人 ③1,459件	①3回/20人 ②0人 ③1,200件	・青い鳥学級、くすの木学級など障害がある人の生涯学習機会の確 保に取り組んだ。 ・図書館においては、点字図書・録音図書の収集及び貸出、音声読 み上げ機能のある電子図書館サービス事業、対面朗読等を実施。 （障害者サービス登録者 31名）	B	予定していた事業が行 われ、参加者も得られ たことにより、障害のあ る人の生涯学習機会 の確保が図られたた め。	継続	引き続き、講座等の開催により、障害のある人の生涯学 習、文化活動における活動機会や発表の場の充実を図 る。	
3-(3)-⑤	障害者の自立と 社会参加の促進	障害のある人が自らの決定に基 づき、社会の様々な活動に主体 的に参加し活躍できる機会や環 境づくりを推進します。	障害福祉課	社会参加のきっかけづくり、居場 所づくり、当事者の主体的な社会 参加	居場所などの活動	居場所の活動状況 ゆるり、はじまりの街、当事 者会（シャベリバ、カイケツ バ、ゆーかりクラブ）、わか ちあいの場※、ピアサロン、 手をつなぐ育成会 ※メンタルヘルススキル向上 目的	居場所の活動状況 ゆるり、はじまりの街、当事 者会（シャベリバ、カイケツ バ、ゆーかりクラブ）、わか ちあいの場※、ピアサロン、 手をつなぐ育成会 ※メンタルヘルススキル向上 目的	・ゆるり：障害の有無に関係なく誰もが参加できる地域の居場所。 長年引きこもり状態だった方が家から出るきっかけにもなっている。 ・はじまりの街：中高年のひきこもりの課題に対し、趣味を題材に居場 所スペースを開催。不登校の親の会と共催で子どもと保護者それぞ れを対象とした「U-18」も実施している。 ・シャベリバ（精神・発達障害者当事者会）：話して気持ちが楽になっ たと思える場を目指す。 ・知的・発達障害「カイケツバ」：同じような立場で働く参加者同士が 集まり「仕事と障害への葛藤」「解決する方法をみつける」座談会 ・高次脳機能障害当事者家族会「ゆーかりクラブ」：医療機関で開 催し「地域の資源」「自分の生き方」について、当事者と家族同士が つながる場所。 ・わかちあいの場：WRAP（元回復行動プラン）のワークショップ。 ひきこもりがちな人の第一歩となる居場所になっている。 ・ピアサロン：障害当事者の対人交流の促進と生活の質の維持・向 上を目的とし、情報共有やとともに学びあう場 ・手をつなぐ育成会：余暇活動	B	長年引きこもり状態 だった方が家から出る きっかけにもなってお り、継続的に居場所の 活動ができていたた め。	継続	障害のある人もない人も誰もが安心して暮らし、働くこと ができる地域社会を目指し、今後も継続して、当事者や その家族がいきいきと過ごせる場や地域の人と交流で きる機会、主体的に参加し活躍できる居場所に繋げてい く。また、地域の居場所の大切さを伝えるため、活動につ いての周知にも注力していく。	
3-(4)-①	外出支援事業	介護タクシーの運行やタクシー利 用助成券の交付、移動支援サー ビスの充実等により、移動に介助 を必要とする人の社会参加を支 援します。	障害福祉課	・重度障害者（児）外出支援事業 （タクシー利用助成） ・移動支援事業 ・ゆずりあい駐車場	①タクシー料金助成利用 券交付人数、使用枚数 ②移動支援延べ利用者数	①1259人 32979枚 ②1501人	①1276人 32214枚 ②1520人	・タクシー料金助成利用券 （1枚500円）を1か月あたり5枚分交付する。 R6年度から制度を見直し（580円×年間48枚＝27840円→500 円×年間60枚＝30000）、分かりやすい金額設定と助成金額の拡 充を行った。 【対象】身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1 級所持者 ・移動支援事業 全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、精神障 害者が円滑に外出できるよう移動を支援。	A	移動支援は利用者数 が増加している。 ・タクシー助成：制度見 直しにより、利用者の利 便性を高められた。	継続	移動支援事業・タクシー料金助成利用券について、現行 制度を継続するが、高齢者外出支援等他の交通施策と の助成制度との整合性について検討を行っていく。	
3-(4)-①	外出支援事業	介護タクシーの運行やタクシー利 用助成券の交付、移動支援サー ビスの充実等により、移動に介助 を必要とする人の社会参加を支 援します。	交通政策課	・高齢者運賃助成	・対象者数 ・申請者数 ・介護タクシー利用者割合 （バス・鉄道・タクシー・介 護タクシー利用者のうち）	・22,897人 ・15,387人 ・3.5%	・23,634人 ・16,075人 ・3.0%	各年の3月31日現在において70歳以上の者であって、各年の4月1 日現在において市内に住所を有する者を対象に、公共交通機関の 運賃に対する助成事業を実施。 1年度で7,500円分（500円×15枚）の割引証を交付。 割引証は介護タクシーでの利用も可能。	A	全体の利用者割合は 増加しており、介護タク シー利用者割合はやや 減少したが、おおむね 維持することができた ため	継続	高齢化の進展に伴い、高齢者の公共交通利用増加が 見込まれる中、現行制度を継続しながらも、ニーズに応じ た移動手段を提供することができるよう、過去の実績等 も踏まえながら、制度の見直しを行う。	
7													

第6次三田市障害者福祉基本計画（事業別評価）

資料2

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価					課題と今後の展開		
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
3-(4)-②	福祉のまちづくり の推進	「福祉のまちづくり」に関する市 民・事業者の理解を促進すると ともに、関係法令に基づき、学校な ど公共施設のバリアフリー化を推 進します。	障害福祉課	・公共施設のバリアフリー情報公 開 ・「福祉のまちづくり」の総合的推 進	—	—	—	市内の公共施設のバリアフリー情報をホームページに公開している。 情報提供を行うだけでなく、利用者のニーズを把握することが必要。	B	バリアフリー情報を市 ホームページにて掲載 しているが、ニーズ把握 まではできていない。	継続	情報提供のほか、よりよい情報提供の手段の検討や、利 用者のニーズを把握する必要がある。
3-(4)-②	福祉のまちづくり の推進	「福祉のまちづくり」に関する市 民・事業者の理解を促進すると ともに、関係法令に基づき、学校な ど公共施設のバリアフリー化を推 進します。	公共施設マネジメ ント推進課	・公共施設のバリアフリー化の推 進	大規模改修を実施した施 設数	3施設	1施設	公共施設の大規模改修等の際にバリアフリーの推進に取り組んだ。	A	取組んだ公共施設が バリアフリーに対応した 状況になっている。	継続	大規模改修の際だけでなく、バリアフリーの推進に取り 組むことができる機会の確保に努める。
3-(4)-②	福祉のまちづくり の推進	「福祉のまちづくり」に関する市 民・事業者の理解を促進すると ともに、関係法令に基づき、学校な ど公共施設のバリアフリー化を推 進します。	審査指導課	・特定施設の届出・指導	計画の届出件数 （審査指導課）	9	4	特定施設・小規模購買施設の建築、改築等を行おうとする者に対 し、確認申請と連動しないものについては条例の届出を通じて、「特 定施設整備基準・小規模購買施設整備基準」を遵守するように指導 を行う。	A	対応できる部分は適合 するよう修正を求め、そ の他についても副本交 付時に指導を行った 為。	継続	日常からパンフレット、HP、窓口及び電話相談などの機 会を活用してバリアフリーに関する啓発活動を行う。
3-(4)-②	福祉のまちづくり の推進	「福祉のまちづくり」に関する市 民・事業者の理解を促進すると ともに、関係法令に基づき、学校な ど公共施設のバリアフリー化を推 進します。	地域づくり推進課	・公共施設（所管分）のバリアフ リー化 ・公共施設（所管分）のバリアフ リー情報公開	バリアフリー情報の発信数	9施設	9施設	・市民センター等の施設は、原則としてバリアフリーに対応した構造と なっている。 ・市ホームページに市民センター等のバリアフリー情報を掲載してい る。	B	全市民センター等はバ リアフリー対応の構造 であり、市ホームページ にて施設のバリアフ リーに関する情報を発 信し、情報共有できて いる。	継続	引き続き、全市民センター等のバリアフリーに関する情報 を発信していく。
3-(4)-②	福祉のまちづくり の推進	「福祉のまちづくり」に関する市 民・事業者の理解を促進すると ともに、関係法令に基づき、学校な ど公共施設のバリアフリー化を推 進します。	教育総務課	・公共施設（所管分）のバリアフ リー化 ・公共施設（所管分）のバリアフ リー情報公開	市内市立学校の バリアフリー化	—	—	令和7年度から、小学校1校、中学校1校へのエレベーター設置工事 を2箇年で実施している。また、三輪小学校大規模改修工事（Ⅱ期） を2箇年で実施しており、トイレ床面の段差解消をした。	B	予定していたエレベ ーター設置工事及び大規 模改修を実施してい る。	継続	令和8度から、小学校1校、中学校1校へのエレベーター 設置に向け、設計業務を実施を予定している。また、令和 7年度から実施している三輪小学校大規模改修工事 （Ⅱ期）2年目において、エレベーターの更新を予定して いる。
3-(4)-③	社会参加のため のコミュニケー ション支援の充実	各種イベントや行事について、障 害のある人が安心して参加でき るよう、手話通訳者・要約筆記 者の派遣等、障害特性に応じた コミュニケーション支援の充 実を図ります。	障害福祉課	・手話通訳者・要約筆記者の派 遣 ・失語症者向け意思疎通支援	派遣回数 ①手話 ②要約 ③失語症	①手話（個人・団体）388 ②要約（個人・団体）108 ③失語症 2	①手話（個人・団体）391 ②要約（個人・団体）107 ③失語症 3	聴覚障害者に対して、手話通訳、要約筆記者を派遣し、コミュニケー ションを支援する。 ・日常生活上必要不可欠な場面や社会参加促進の観点から必要な 外出の際に派遣。 ・市主催のイベント、講座等において、必要に応じて手話・要約筆記 者を設置。 また、R6年度より失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始し、 コミュニケーション支援の充実を行った。失語症理解啓発セミナーに て制度周知も行った。	A	手話通訳、要約筆記 者の派遣申請には、す べて派遣対応ができた	継続	手話施策推進法施行にともない、手話言語の考えをもと に社会モデルの事業展開が必要。聞こえる、聞こえない にかかわらず誰もがが必要な時に利用できる制度を構築 していく。また、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 は始まったばかりなので、十分に啓発ができていない。今 後も必要な方が制度を適切に利用できるよう継続して 周知を図っていく。
3-(4)-④	デジタル技術の 利活用	インターネットやアプリ等を活用し たオンライン相談や遠隔手話通 訳等を推進するほか、デジタル技 術の利活用による社会参加を促 進します。	障害福祉課	・遠隔手話通訳、オンライン相談、 電子申請、インターネット・アプリ 等での情報提供	①遠隔手話通訳 ②テレビ電話 ③スマホ教室	①5 ②34 ③聴覚3名 視覚6名	①3 ②35 ③聴覚5名 視覚2名	・テレビ電話による通訳の実施 ・令和6年9月から、総合福祉保健センターでの遠隔手話通訳サービ スを開始した。本庁舎の手話通訳者とオンラインでつながることで、保 健センターを訪れた聴覚障害者が保健センター職員等とその場でコ ミュニケーションを取ることが可能になった。 ・障害特性による情報格差の解消のため、当事者向けスマホ教室を 開催。	B	遠隔手話通訳、テレビ 電話による通訳のほ か、デジタルデバйдの 解消に向け対応でき た。	拡充	・引き続きテレビ電話や福祉センター等より遠隔手話 サービスを利用しやすい環境を継続していく。 ・聞こえない人が、直接市役所へアクセスできる手話リン クの導入を検討する。
4-(1)-①	手話言語条例に 係る普及・啓発 事業	「三田市みんなの手話言語条 例」に基づき、聴覚障害のある人 への理解や手話の普及・啓発を 推進します。また、手話通訳者・要 約筆記者の養成・確保を進めま す。	障害福祉課	・各種手話教室事業 ・意思疎通支援者の養成 ・手話通訳者の設置 ・手話施策推進協議会 ・手話推進員制度	講座受講者数 ①各種手話教室事業 ②意思疎通支援者養成 ③手話通訳者の設置 ④手話施策推進協議会 ⑤手話推進員制度	①359 ②108 ③3 ④20 ⑤23	①222 ②84 ③3 ④20 ⑤23	各種の手話教室事業を実施し、手話言語の理解と普及に努めている 。また、手話通訳者・要約筆記者養成講座を実施し意思疎通支援 者の育成を積極的に実施している。令和5年度からは、手話推進員 （SHUWAFF）を設置し、市職員への手話理解促進にも力を入 れた。 手話広場は令和7年度から小学生以上も対象者拡充し、中高生対 象の手話講座を実施した。	B	対象者をきめ細かく設 定して、各種啓発講座 を行っている。 手話通訳者・要約筆記 者の養成も着実に行 えている。	拡充	手話教室事業は、継続した事業実施が必要。手話言語 条例の事業としては、当事者が手話言語で学習できる 学習会等の事業展開を行っている。
4-(1)-②	市職員の障害に 対する理解促進 研修	市職員等に対し、障害や障害の ある人への正しい理解や合理的 配慮についての研修を実施しま す。	人事戦略課	市職員への理解促進 ・職場人権研修 ・会計年度任用職員人権研修 ・階層別研修における人権研修 ・人権教育大会への職員派遣 ・手話研修	①職場人権研修回数 ②嘱託、臨時職員人権研 修回数 ③職員派遣人権教育大会 数 ④手話研修（3回コース）	①2回 ②1回 ③10大会 ④1回	①2回 ②1回 ③8大会 ④1回	職場人権研修及び嘱託・臨時職員人権研修の開催、新任管理職研 修及び新任職員研修における人権研修の実施、各種人権教育大会 への職員派遣等、障害に関する理解を深める機会の提供を行った。 平成23年度からは簡単な手話を学ぶとともに聴覚障害について理 解を深めるために手話研修を実施している。	A	既存の障害理解や人 権に関する研修の内 容について改めて検 討を行い、研修方法 や講義の項目の刷新 などに努めることが できた。	継続	例年、定例的に実施している研修については、座学を主 としていた内容から、ロールプレイングやディスカッション 等を取り入れ、より実践的かつ「自分ごと」として障害に ついて考えたり理解を深めたりできる内容に変更したた め、今後も随時内容を見直していく。

第6次三田市障害者福祉基本計画（事業別評価）

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

資料2

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価				課題と今後の展開			
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
4-(1)-②	市職員の障害に対する理解促進研修	市職員等に対し、障害や障害のある人への正しい理解や合理的配慮についての研修を実施します。	保育振興課	・保育所職員への理解促進	—	—	—	関係課、関係機関等との連携を図り、実施される研修会への参加を促す。また研修時間の確保に努める。	B	随時研修を実施し、また参加している。	継続	引き続き、保育所で受け入れる子どもの状態に合わせ、またその時々最新の新しい情報に合わせ、研修を重ねていく。
4-(1)-②	市職員の障害に対する理解促進研修	市職員等に対し、障害や障害のある人への正しい理解や合理的配慮についての研修を実施します。	幼児教育振興課	・幼稚園職員への理解促進	—	—	—	関係課、関係機関等との連携を図り、実施される研修会への参加を促す。また研修時間の確保に努める。	B	障害に対する理解を深めるとともに、個に応じた支援につながるよう研修参加の機会を確保する必要がある。	継続	職員の専門性を高めるために、その中核となる特別支援教育コーディネーターの育成を図る。
4-(1)-③	市民への障害に対する理解促進、広報・啓発	障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。	障害福祉課	・出前講座 ・障害者週間等での啓発	①出前講座受講者数 （延べ人数） ②セミナー等参加者数 （延べ人数）	①0回 ② ・失語症理解啓発セミナー 参加者 40名	①2回 ② ・失語症理解啓発セミナー 参加者 56名	出前講座、障害者週間関連イベントの実施により、市民への障害に対する理解促進、普及啓発を実施。また、R7年度は「人権さんだ」紙面にて、手話施策推進法に関連した「手話の日」の周知と、手話言語やろう者とのコミュニケーションに関する理解啓発の記事を掲載し、市民への周知を行ったほか、失語症に関する理解啓発セミナーも行った。	B	庁内・庁外に対して適正に状況の報告と発信を行った。	継続	障害のある人への偏見や差別解消に向け、正しい理解の認識を広めるために、まだまだ周知が足りていない。今後も引き続き、継続して進めていく。
4-(1)-③	市民への障害に対する理解促進、広報・啓発	障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。	人権共生推進課	・市民啓発講座 ・三田市人権を考える会（講座・サポート事業） ・「人権さんだ」の発行	講座実施回数/参加者数	3講座/392人	4講座/1,129人	市民啓発講座や三田市人権を考える会の企画講座などを通じて障害のある人への理解を促進する講座を開催した。また、人権啓発誌「人権さんだ」1月号で「手話は言語って知っていますか」をテーマに特集記事を掲載した。	A	人権啓発誌「人権さんだ」や市民企画講座などを通して、市民への啓発を実施することができた。	継続	人権啓発誌「人権さんだ」や市民啓発講座の開催、三田市人権を考える会における啓発事業を通じて、障害のある人の人権問題について、幅広く啓発を行う。
4-(1)-④	当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による啓発活動	当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等が主体的に実施する理解啓発活動を支援します。	障害福祉課	・障害者週間での活動紹介	啓発イベント来場者数 （延べ人数）	400人	300人	障害者週間に合わせて、市内障害福祉施設、団体、地域活動支援センター等の活動・作品紹介や物販、相談コーナー等の啓発活動を実施した。また障害者によるバルーンアートやパラスポーツの体験ができる啓発イベントを実施した。 実施場所：市役所、総合福祉保健センター	B	会場の外壁工事による制約を踏まえつつ、障害者施設や団体と連携し、実施方法を工夫した啓発イベントを行った。	継続	より多くの人に障害者への理解啓発を図るため、来場者数が増加するよう障害者週間イベントの内容を工夫する。
4-(1)-⑤	障害のある人に対する合理的配慮の周知・啓発	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、障害のある人に対する合理的配慮について、市民や事業者などに広く周知・啓発を行います。	障害福祉課	・障害者差別解消法、障害者共生条例に関する周知・啓発 ・障害のある人への配慮の好事例の紹介	セミナー等参加者数	・合理的配慮について学ぶ研修会 31名	・合理的配慮で変わる職場づくり研修 59名	・R6年4月からの障害者差別解消法の改正にあわせて、合理的配慮の啓発冊子を設置済。また、合理的配慮に関する研修を市内企業・事業所向けに実施したほか、市民向けに失語症の理解について啓発を行った。 ・市ホームページに障害のある人への配慮の取組事例を掲載している。	B	法改正にあわせて、事業者や市民に対して合理的配慮に関する周知・啓発の取り組みを行うことができた。	継続	啓発講座の開催や、啓発記事の作成など各種の取り組みを行っているが、事業者や市民に理解が浸透しているとは言い難い。繰り返し啓発を続けることで、少しずつ理解を進めていく。
4-(1)-⑤	障害のある人に対する合理的配慮の周知・啓発	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、障害のある人に対する合理的配慮について、市民や事業者などに広く周知・啓発を行います。	産業政策課	・「三田市企業人権を考える会」を通じた啓発	「三田市企業人権を考える会」の会員企業へ参加呼びかけ回数	8	10	事務局を担当する「三田市企業人権を考える会」の会員企業へ、障害への理解を深める研修への参加呼びかけを行った。	B	計画どおり実施できたため。	継続	これまでの取り組みを継続し、人権啓発に取り組むことで障害者雇用の拡大を図る。
4-(2)-①	支えあえる地域づくり	地域でのイベント等を通じた交流により日常的に顔の見える関係を築くなど、地域における見守りや支えあいを促進することで、障害のある人が孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを目指します。	障害福祉課	・イベント等での交流機会の拡大 ・地域における見守りの促進	地域の交流機会イベント	障害者週間の実施	障害者週間の実施	障害者週間に合わせて、市内障害福祉施設、団体、地域活動支援センター等の活動・作品紹介や物販、相談コーナー等の啓発活動を行い、地域での交流機会の場を設けた。また、障害者によるバルーンアートやパラスポーツの体験ができる啓発イベントも実施した。 実施場所：市役所、総合福祉保健センター	B	障害者施設や団体と連携し、地域でのイベントを通じた交流機会が持てた。	継続	イベント等での交流機会を継続していくとともに、地域との交流を通して、地域での見守りを推進していく。
4-(2)-①	支えあえる地域づくり	地域でのイベント等を通じた交流により日常的に顔の見える関係を築くなど、地域における見守りや支えあいを促進することで、障害のある人が孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを目指します。	危機管理課	・ヘルプマーク・カード	ヘルプマーク・カードの新規交付件数	639件 （マーク360、カード279）	959件 （マーク520、カード439）	ヘルプマーク・ヘルプカードともに市の各窓口で配布している。LoGoフォームを利用した電子申請による受付も行っている。	A	市の各窓口で配布できている	継続	令和8年度より業務の所管を地域福祉課へ移譲し、引き続きヘルプマーク・ヘルプカードを市の各窓口、電子申請により受付し、配布していく。
4-(2)-②	障害の特性に応じた合理的配慮の提供の推進	市役所や学校をはじめ、事業所等において各々が可能な範囲で障害の特性に応じた支援又は必要な配慮を行う「合理的配慮」の提供を推進します。	障害福祉課	行政機関、事業所等への合理的配慮の周知・啓発	—	—	—	合理的配慮に関する周知・啓発を行うなかで、実際の現場で合理的配慮の提供が進むよう事業所や学校等に考え方を説明している。これまでの取り組みにより、市役所や自治会が行う大規模イベントでは手話通訳者等の設置が定着してきている。	B	市役所内のイベントについては、合理的配慮の意識向上の啓発を行っている。	継続	行政機関については手話通訳者等の設置の意識が上がってきているが、障害者への理解については今後も継続して啓発していく必要がある。学校や事業所等への周知・啓発方法についても再考していく。
4-(2)-②	障害の特性に応じた合理的配慮の提供の推進	市役所や学校をはじめ、事業所等において各々が可能な範囲で障害の特性に応じた支援又は必要な配慮を行う「合理的配慮」の提供を推進します。	人事戦略課	職員への合理的配慮の提供	①職員研修等での情報保障 ②合理的配慮に関する理解啓発研修の実施	①5回 ②1回	①2回 ②1回	職員研修等においては、参加者の状況に応じて要約筆者や手話通訳者の派遣依頼を行うなど、情報保障を実施している。また、全庁の管理職を対象に「障害のある方と共に働く」という視点を持つために、障害理解や合理的配慮に関する研修を実施し、具体的に行動できる職員の育成にも努めた。	B	情報保障などの対応方法が明確な合理的配慮については十分に実施できていると考えるが、潜在的ニーズを把握する必要があると考える。	継続	目に見える障害については、合理的配慮の手法が明確であることが多いため対応しやすいが、目に見えない障害については、本人の状況に応じて個別に面談等を行い、困りごとなどがないかをヒアリングしながら、安心して働ける環境づくりを推進する。

第6次三田市障害者福祉基本計画（事業別評価）												資料2	
												当初の目的を A:達成できた B:おおむね達成できた C:あまり達成できなかった D:達成できなかった	
												新規、拡充、継続、縮小、廃止	
施策項目		取り組み内容 （6次計画記載内容）	担当課	具体的施策	令和7年度の評価							課題と今後の展開	
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向	
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績						
4-(2)-②	障害の特性に応じた合理的配慮の提供の推進	市役所や学校をはじめ、事業所等において各々が可能な範囲で障害の特性に応じた支援又は必要な配慮を行う「合理的配慮」の提供を推進します。	教育総務課	職員への合理的配慮の提供	—	—	—	市役所においては、職員の障害の特性に応じた席の配置、駐車場の確保等の必要な配慮を行っている。学校においても、ヒアリングシートを活用し、障害者手帳を取得している教職員の把握を行い、必要な支援を行うとともに、障害や個々の特性に応じ、バリアフリー等が整備された学校への配置を行った。	B	個々の特性に応じた人員配置を行った。	継続	個々の思いに配慮しながら障害に関する実態把握を行うとともに、働きやすい職場への配置を必要に応じて行っていく。	
4-(2)-②	障害の特性に応じた合理的配慮の提供の推進	市役所や学校をはじめ、事業所等において各々が可能な範囲で障害の特性に応じた支援又は必要な配慮を行う「合理的配慮」の提供を推進します。	学校教育課	学校での合理的配慮の提供	—	—	—	個別的教育支援計画をもとに、保護者から申し出のあった合理的配慮に対し、障害の状態や教育的ニーズに応じて、各学校で柔軟に提供できるよう取り組んでいる。	B	早期から学校・保護者となつかり、必要な支援体制を整えている。	継続	教職員への合理的配慮を提供することについての理解促進をさらに進めるとともに、特別支援教育についての必要な資質を備えた教職員の育成を図る。	
4-(3)-①	地域福祉活動の担い手育成	個人や地域の各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等が行う地域福祉活動のすそ野を広げていくため、活動の紹介や体験などを通じて福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。	障害福祉課					危機管理課に同じ					
4-(3)-①	地域福祉活動の担い手育成	個人や地域の各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等が行う地域福祉活動のすそ野を広げていくため、活動の紹介や体験などを通じて福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。	危機管理課	・自主防災組織の育成	防災訓練の実施件数	34件	47件	自主防災組織に対する地域での防災活動に支援を行った。	B	自主防災組織への支援ができています	継続	補助金等を活用し、防災訓練や避難訓練の実施を呼びかけ、自主防災組織の育成に取り組んでいく。	
4-(3)-①	地域福祉活動の担い手育成	個人や地域の各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等が行う地域福祉活動のすそ野を広げていくため、活動の紹介や体験などを通じて福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。	地域づくり推進課	・地域の各種団体（自治会、まち協等）との連携 ・協働事業提案制度	協働事業提案制度申請団体数	申請数：15団体 採択数：12団体 交付額：182万円	申請数：18団体 採択数：16団体 交付額：2,420,670円	三田市協働事業提案制度 市民が主体となり、他団体等と連携・協働して行い、地域社会の課題解決につながる公益的事業に対して助成を行う。 スタート支援コース　：上限10万円 ステップアップ支援コース：上限20万円	A	この事業を通して、団体間の連携が生まれ、活動のすそ野を広げることができた。	継続	・地域の各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等様々な組織と協働事業提案制度採択団体との連携を促進し、地域社会の課題解決に取り組んでいく。 ・協働事業提案制度採択団体同士の連携を更に拡大していく。	
4-(3)-①	地域福祉活動の担い手育成	個人や地域の各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等が行う地域福祉活動のすそ野を広げていくため、活動の紹介や体験などを通じて福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。	地域福祉課	・民生委員・児童委員との連携	各年度末時点の民生委員・児童委員数（実数／定数）	215人/228人	209人/228人	民生委員・児童委員は、生活上の困りごとを抱えた住民の相談に応じ、適切な支援やサービスを受けられるように行政や関係機関へつなぐパイプ役を担うとともに、こどもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした見守り活動や地域におけるふれあいやつながりの場づくりへの協力を行っている。 令和7年度は民生委員・児童委員一斉改選があり、令和6年度に作成したPR動画および啓発チラシを区長・自治会長への説明資料としても活用した。また、地域住民を対象に民生委員をはじめとした地域活動に関するフォーラムを開催し、民生委員などの地域に関わるボランティアの必要性について意識の醸成を図った。	C	令和6年度に作成したPR動画や啓発チラシを最大限活用するも、令和7年度一斉改選では民生委員・児童委員の充足率は94.7％（R4.12.1時点）から91.2％（R7.12.1時点）へ低下した。	継続	地域コミュニティの希薄化や個人が抱える生活課題の複雑・多様化が進む中で、生活支援が必要な人への相談・支援や幅広い年齢層を対象とした見守り、地域における居場所づくりに取り組む民生委員・児童委員の必要性は益々高まっている。欠員区域の解消や次期候補者の育成に向けて、情報発信の強化や委員活動の負担軽減などにより多方面から担い手確保に向けた取り組みを展開していく。	
4-(3)-②	地域福祉活動への支援	障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティアや地域福祉活動を行う団体等の運営支援や周知を行うことで、活動の継続や活性化を支援します。	障害福祉課	・障害者関係団体の活動支援（団体補助金）	障害団体関連支援補助金支給件数	8件	8件	障害者の社会参加と自立生活の促進に努める市民団体への支援のため、活動費用の補助（3件）や、障害者が通所により創作活動や生産活動の機会を提供するための庁舎内でのアンテナショップ事業団体への補助（1件）を行っており、重度障害者による再生資源の回収を行っている団体への補助（4件）により活動団体の支援を行っている。	B	様々な障害者支援団体等への補助により、活動の継続に寄与した。	継続	引き続き、支援団体との連携を取りながら、支援団体にとって必要な支援を行っていく。	

施策項目		取り組み内容 (6次計画記載内容)	担当課	具体的施策	令和7年度の評価					課題と今後の展開		
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
4-(3)-②	地域福祉活動への支援	障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティアや地域福祉活動を行う団体等の運営支援や周知を行うことで、活動の継続や活性化を支援します。	地域福祉課	・ふれあい活動推進協議会の活動支援 ・ボランティア活動センターの支援・活動周知	活動費用助成団体(地区)数 ①ボランティア登録者数 ②従事者数 ③コーディネート数	8地区 ①3,538人 ②358人 ③658人	8地区 ①3,607人 ②377人 ③944人	・市内8地区において、地域の特性を活かした子育て支援活動や多世代交流事業を展開し、友愛訪問や高齢者の外出支援等にも取り組むふれあい活動推進協議会に対し事業補助を行った。 ・ボランティア活動を通して、地域住民が抱える複雑・多様化した生活課題や社会環境の変化に伴う課題等を解決することを目的として、ボランティア活動センターの運営やボランティア活動の振興・育成等事業に対する財政的支援を行った。また、ボランティア活動に関するイベントや住民同士の集い場を設けることで、ボランティア活動を行うきっかけづくりや、ボランティア活動を行う地域活動者向けの研修を実施することができた。	B	・人とのつながりを感じられる住民主体の地域づくりに向けて、他の地域活動団体等と連携を図りながら、高齢者・子育てサロンや地域食堂、友愛訪問など地区の特色ある活動を展開することができた。 ・少子高齢化や定年退職の年齢引き上げ等によりボランティア活動の担い手が不足し、一部活動者への負担増加が課題となる中で、ボランティア活動へ興味・関心を持てる機会の創出や活動者への支援体制の充実などにより担い手育成に向けた取り組みを推進することができた。	継続	・地域住民が主体となりふれあいやつながりの場づくりに取り組む「ふれあい活動推進協議会」に対して引き続き財政支援を行う。また、地域活動の担い手不足が課題となる中で、活動者の負担軽減と活動の効率化を図るため、各地域の実情に基づき「まちづくり協議会」との統合に対応する。 ・ボランティア活動の発信・開拓や企業の社会貢献活動の促進支援等に取り組むボランティア活動センターに対して今後も引き続き財政支援を行う。また、障害者等を含むあらゆる当事者が自身の特性や強みを活かし、ボランティア活動の「受け手」ではなく、「活動者」「支援者」として地域の中で関係を構築できるように、イベント情報やボランティア活動の必要性等を積極的に周知するなど、担い手不足の解消に向けた支援を行う。

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 (6次計画記載内容)	担当課	具体的施策	令和7年度の評価			自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開	
					実施状況						課題と今後の展開方向	
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
5-(1)-①	障害者総合相談 窓口「きいてネット」の運営	障害のある人やその家族、支援者などが身近な場所で相談できる総合相談窓口「きいてネット」を運営し、専門の相談支援員により、総合的・専門的な相談支援を行います。また、虐待防止への対応や相談支援事業所への専門的な指導を行うなど、支援体制の総合的な強化を図ります。	障害福祉課	・障害者総合相談窓口の運営	相談件数	11437件	10668件	平成29年度から基幹相談支援センターが開所し、障害のある人や家族などの相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や社会生活を高めるための支援、介助・支援に関する相談、生活情報の提供などを総合的に行う各種相談支援事業をおこなっている。	B	基幹相談支援センターが開所し、従来の相談支援体制が強化されたため、より障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるような支援体制になっている。	継続	困難な事例に対応するため、研修等を通して、相談員のスキルアップや、他機関との連携体制の強化を図っていく。
5-(1)-②	サービス等利用 計画相談支援事業	障害のある人が自らの意思に基づいて効果的かつ適切なサービスが利用できるよう、サービス等利用計画の作成や情報提供、相談支援を行います。	障害福祉課	・サービス等利用計画相談支援事業	計画相談決定件数	1850件	1858件	すべての利用者に計画相談の支給決定を行い、それぞれにニーズに対し適切なサービスが選択できるよう計画相談員からの助言を受けることができるようになっている。	B	サービス利用希望者全員に計画相談員を付けることができた。	継続	利用者の意思決定と希望に適切に対応できるような相談員の養成を推進していく。
5-(1)-③	地域自立支援協 議会の開催	障害のある人や家族などを支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを進める機関として、地域自立支援協議会の開催と内容の充実を図ります。	障害福祉課	・地域自立支援協議会 ・相談支援事業所連絡会等の運営	開催回数	代表者会1回 課題検討部会1回 地域移行関係者連絡会6回 ヘルパー事業所連絡会6回 相談支援事業所連絡会12回 医療的ケア児連絡会6回	代表者会1回 地域移行関係者連絡会6回 ヘルパー事業所連絡会6回 相談支援事業所連絡会12回 医療的ケア児連絡会6回	医療的ケア児連絡会を隔月で開催し、医療的ケア児の家族向けの制度説明冊子の作成、医療的ケア児者の把握、情報共有を行った。相談連絡会では、相談支援専門員の資質向上に向けた事例検討GSVを実施。主任相談員による助言を組み込んだ。ヘルパー連絡会は、連絡会の独立運営に向けて整理を行っている。	B	活発な議論ができる体制は出来ているが、施策に反映させる仕組みが必要。	継続	ケース会議や相談等で把握した地域課題について、それぞれの課題に応じた検討部会を設置し、どのような改善や解決を図っていくことが好ましいかについて協議・検討を進める。
5-(1)-④	情報アクセシビ ティの向上	障害に起因する情報へのアクセスの格差を解消し、音声による情報提供など障害特性に応じた情報の提供や活用を促進します。	障害福祉課	・声の広報	①「声の広報」利用者数 ②スマホ教室参加者	①26人 ②聴覚3名、視覚6名	①25人 ②聴覚5名、視覚2名	・市広報誌、社協だより、議会だより、同和教育さんの各号を音声に録音し、「声の広報」として希望者に郵送する。 ・視覚障害者向け・聴覚障害者向けにスマホ教室を開催し、スマホの使い方や生活に便利な機能の紹介により社会参加の後押しができたほか、障害特性による情報格差の解消に寄与できた。	B	声の広報は利用者数も減少しておらず今後も継続して事業をおこなう。 また、スマホ教室については、R6に新規事業として実施し、今年度も引き続き、参加者のニーズが高い。	継続	新規で身体障害者手帳を所持された方に対して、福祉のあらましなどで声の広報の周知を引き続き行う。 また、スマホなどデジタル機器を使えないことによる情報格差があるため、引き続き障害者向けスマホ教室を開催することで障害特性から生じる情報格差の解消をめざす。
5-(1)-④	情報アクセシビ ティの向上	障害に起因する情報へのアクセスの格差を解消し、音声による情報提供など障害特性に応じた情報の提供や活用を促進します。	広報広聴課	・市広報誌、市HP等での 情報アクセシビリティ向上	アクセシビリティ向上の 仕組みづくり	広報誌：読み上げ・多言語 翻訳アプリの使用、 声の広報の公開 市HP：アクセシビリティ チェックによる品質の確保	広報誌：読み上げ・多言語 翻訳アプリの使用、 声の広報の公開 市HP：アクセシビリティ チェックによる品質の確保	広報誌：カタログポケットにより、日本語を含む10言語での読み上げに対応、広報誌を音声化した「声の広報」をホームページ上に公開。 市HP：アクセシビリティチェック機能を活用し、問題がある場合には公開できない等チェックを行った上で公開することで、ホームページ誰もが利用できるように取り組んでいる。	B	一定程度対応できているため	継続	今後も引き続きアクセシビリティ向上に取り組む。
5-(2)-①	避難行動要支援 者支援制度の推進	災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の把握を行うとともに、地域団体や福祉専門職との連携・協力により、個別避難計画の作成を進め、要支援者の避難支援体制を整備します。	危機管理課	・避難行動要支援者支の把握 ・個別避難計画の作成	・地域団体との協定書の締 結数 ・個別避難計画の作成数	・195団体 ・51件	・195団体 ・145件	災害時に自力で避難できない避難行動要支援者を把握し、名簿にして区・自治会等の地域団体等と共有し、災害時の共助のまちづくりを推進していく。 また、令和3年度より災害上の危険個所に居住する要支援者のうち希望する人に、避難場所や避難支援者等を行政が主体となって本人、地域団体等と個別避難計画の作成を進めている。	B	要支援者名簿を共有し、災害時の共助のまちづくりの推進や、個別避難計画の作成を進めている。	継続	引き続き、要支援者名簿の共有実施して、共助のまちづくりを推進する。また、個別避難計画の作成も進めていく。
5-(2)-②	障害の特性に応 じた緊急時の対 応検討	障害のある人に配慮した災害情報や緊急情報の伝達手段を確保します。また、障害のある人に配慮した避難所の整備、備蓄品の充実など、被災後の生活支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	・緊急通報システム機器設置 ・緊急通報ファックス	①緊急通報システム機器 利用者数 ②緊急通報ファックス利用 者数	①38人 ②0人	①37人 ②0人	緊急通報システムは、在宅の一人暮らしの障害者等を対象に、電話に通報機器を取り付け、緊急時に消防本部へ通報する仕組みを整えているが、近年の利用者はおらず周知が課題となっている。 ・聴覚障害者向けに緊急通報ファックス	B	緊急通報システム機器利用者数はおらず課題。	継続	緊急通報システムは、仕組みを整えているが、近年の利用者はおらず周知が課題となっている。 緊急通報ファックスは、スマホの普及もあり、今後より利便性のあるNET119システムの周知と利用登録を促進する。FAXについては、引き続き利用登録者へ登録継続の意思確認をする。
5-(2)-②	障害の特性に応 じた緊急時の対 応検討	障害のある人に配慮した災害情報や緊急情報の伝達手段を確保します。また、障害のある人に配慮した避難所の整備、備蓄品の充実など、被災後の生活支援体制の充実を図ります。	危機管理課	・福祉避難所の整備、備蓄品の充 実	指定福祉避難所数	5か所	5か所	個別避難計画において、より詳細な情報伝達手段の確保を図る。 また、特別支援学校を福祉避難所として指定し、個別避難計画を作成した要支援者の受け入れや備蓄品の調整等を行えるようにしている。	B	特別支援学校で要支援者の受け入れや備蓄品の調整等行えるよう、生活支援体制を整備している。	継続	特別支援学校で要支援者の受け入れや備蓄品の調整等を行えるようにしていく。
5-(2)-③	避難確保計画の 策定等の支援	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の管理者等は、避難確保計画の策定や避難訓練の実施等が義務付けられているため、新たな対象施設への計画策定に向けた働きかけや避難訓練の実施などを支援します。	障害福祉課					危機管理課に同じ				

施策項目		取り組み内容 (6次計画記載内容)	担当課	具体的施策	令和7年度の評価						課題と今後の展開	
					実施状況			取り組み内容	自己 評価	自己評価を左記 とした理由	今後の 方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度 実績	R7年度 実績					
5-(2)-③	避難確保計画の 策定等の支援	洪水浸水想定区域や土砂災害 警戒区域内の要配慮者施設の 管理者等は、避難確保計画の策 定や避難訓練の実施等が義務 付けられているため、新たな対象 施設への計画策定に向けた働き かけや避難訓練の実施などを支 援します。	危機管理課	・新たな対象施設への避難確保 計画策定の支援 ・避難訓練実施の支援	市内の洪水浸水想定区域 や土砂災害警戒区域内の 要配慮者施設のうち、計画 を策定した割合	100.0%	100.0%	市内の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の 管理者等への計画作成への支援や、年1回の避難訓練等を働き かける。	A	市内の洪水浸水想定 区域や土砂災害警戒 区域内の要配慮者施 設の管理者等へ、必要 に応じて計画作成の支 援や、年1回の避難訓 練等を行うよう、通知が できている。	継続	引き続き、新たな対象施設に対して避難確保計画の作 成を支援したり、避難訓練等の実施に向けて支援してい く。

当初の目的を
A:達成できた
B:おおむね達成できた
C:あまり達成できなかった
D:達成できなかった

新規、拡充、継続、縮小、廃止

施策項目		取り組み内容 (6次計画記載内容)	担当課	具体的施策	令和7年度の評価			課題と今後の展開				
					実施状況			取り組み内容	自己評価	自己評価を左記とした理由	今後の方向性	課題と今後の展開方向
					項目	R6年度実績	R7年度実績					
5-(3)-①	権利擁護、成年後見支援の実施	判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用促進を図ります。	障害福祉課	・成年後見制度利用支援	報酬助成利用件数	4件	5件	権利擁護ケースについて適宜成年後見の必要性を検討し対応を図っている。 成年後見費用の負担が困難な方に対して、後見報酬費用の助成を行っている。	B	後見助成制度を適切に案内することで、制度の利用を継続することができている。	継続	必要な方が利用できるよう、制度周知を積極的に行っていく。
5-(3)-①	権利擁護、成年後見支援の実施	判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用促進を図ります。	地域福祉課	・権利擁護・成年後見支援センターでの支援	相談受付件数	120	118	令和5年度から中核機関として位置付けた権利擁護・成年後見支援センターにおいて、権利擁護並びに成年後見制度の利用に係る相談や、市民を対象とした講座開催による制度の普及・啓発及び専門職・関係機関のネットワーク強化による制度の利用促進や権利擁護支援の充実を図った。 ・市民向け講座:60人参加 ・専門職対象研修:50人参加	B	専門職や関係機関とのネットワーク推進協議会を開催し、中核機関としての機能の強化は図られている。	継続	成年後見制度に係る民法改正の動向を注視しながら、地域連携ネットワーク強化、制度利用促進、権利擁護支援充実など成年後見センターの中核機関としての機能の充実を図る。
5-(3)-①	権利擁護、成年後見支援の実施	判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用促進を図ります。	高齢者支援課	・地域包括支援センターでの支援 ・成年後見制度利用支援	(1)市長申立 (2)報酬助成	(1)市長申立 1件 (2)報酬助成 11件	(1)市長申立 9件 (2)報酬助成 15件	地域包括センターの相談業務を通じて、成年後見制度の利用支援を実施した。また、本人の状況に応じて、市から後見人等の申立(市長申立て)及び後見人等への報酬助成を行った。	B	支援者から要請に応じて、成年後見開始の審判市長申立を行った。また、低所得の被後見人等に対しては、報酬助成を実施した。	継続	引き続き成年後見開始の審判市長申立を行う。また、低所得の被後見人等に対しては、報酬助成を実施する。
5-(3)-②	障害者差別解消に係る取組	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、相談支援や障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消にかかる取組を推進します。	障害福祉課	・障害者差別に関する相談支援 ・障害者差別解消支援地域協議会	-	-	-	障害者差別に関する相談をきいてネットを中心に受け付けているほか、事業所や市職員を対象として障害者差別に関する研修会を実施するなど、周知啓発を行っている。	B	小規模だが、障害者差別解消についての会議を行った。	継続	障害者差別解消支援地域協議会の見直しを図り、差別解消に係る意識啓発や相談支援に対する取組についても検討していく。
5-(3)-②	障害者差別解消に係る取組	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、相談支援や障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消にかかる取組を推進します。	産業政策課	・「三田市企業人権を考える会」を通じた啓発	「三田市企業人権を考える会」の会員企業へ参加呼びかけ回数	8	10	事務局を担当する「三田市企業人権を考える会」の会員企業へ、障害者差別解消に資する研修への参加呼びかけを行った。	B	計画どおり実施できたため。	継続	これまでの取り組みを継続し、人権啓発に取り組むことで障害者雇用の拡大を図る。
5-(3)-②	障害者差別解消に係る取組	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、相談支援や障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消にかかる取組を推進します。	人権共生推進課	・人権擁護委員による特設相談 ・くらしの人権相談	相談件数 (擁護委員) 相談件数 (市窓口)	1件 214件	3件 253件	人権擁護委員による特設相談を実施した。また、人権共生推進課内に設置するくらしの人権相談窓口では、関係各課とも連携を図りながら電話や面談により相談者の問題解決を行った。	B	相談窓口では障害のある人の人権に関する相談が2件あった。	継続	人権擁護委員による特設相談や人権共生推進課のくらしの人権相談を実施し、電話や来庁等により相談しやすい環境づくりを行う。
5-(3)-②	障害者差別解消に係る取組	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、相談支援や障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消にかかる取組を推進します。	学校教育課	・学校における差別解消のための取り組み	学校における差別解消のための取り組み	全小中学校において実施	全小中学校において実施	各学校での特別活動の時間や各教科の活動を通じて、人権に係る学習や福祉について学ぶ学習を行い、障害者差別解消の主体者となる態度の育成を図った。	B	各学校において年間計画を策定し、計画的に人権教育および福祉教育を実践した。	継続	引き続き、計画的に人権学習を実践していくとともに、人権的課題を有する事案に対しては差別解消を目指した取組を推進していく。
5-(3)-③	障害者虐待防止に係る取組	障害のある人に対する虐待の防止について、市民や事業者への周知・啓発を進めます。また、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	障害福祉課	・障害者虐待防止の啓発 ・障害者虐待通報への対応 ・虐待防止にかかる研修 ・サービス未受給者への訪問支援	虐待対応件数	15(警察連絡票含む)	14(警察連絡票含む)	14件の虐待通報のうち、警察連絡票以外の11事案についてすべて面談を実施し、48時間以内の初動対応を実施。4件を虐待認定とし指導を行った。また、通報対応事案のうち3件を世帯分離支援、1件を帰宅制限の支援を行い、さらなる加害の防止に努めた。 訪問支援事業は、療育手帳所持者を対象とし、アンケートによる現状把握とサービス未利用者への自宅面談を実施。1名をサービス利用につなげるなど具体的な支援につなげることができた。 また、市内の事業所より職員向けの虐待防止研修の依頼があり、虐待防止と身体拘束についての研修を行った。	B	施設従事者虐待の対応として、関係する従業者からの聞き取りを行うなど、綿密な事実確認を実施した。家族からの分離の際は、分離後の支援に重点を置いた。	継続	虐待対応として分離時の緊急対応の受け皿の確保(生活支援拠点との連携)と、分離後の生活支援が課題。新たな事案対応のために、危機的状況を脱したケースについて、相談員(委託・特定)に引き継いでいく体制を推進していく。